

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種事業の実施(対象者への通知、接種記録の管理、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等)事務に際し、予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	保健総合システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項及び別表14の項 (2)番号法第9条第1項及び別表126の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、27の項、28の項、29の項、153の項 (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局健康部健康づくり課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局健康部健康づくり課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-3836
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に準じ、次の留意事項を遵守している。 ・原則として、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上で、接種記録を登録する。 ・特定個人情報の廃棄について、複数人での確認を行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種事業の実施(対象者への通知、接種記録の管理、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等)事務に際し、予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	予防接種事業の実施(対象者への通知、接種記録の管理、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等)事務に際し、予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、加えて以下の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和4年2月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健総合システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー	保健総合システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年2月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項及び別表第一の93の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第67条の2	(1)番号法別表第一の10の項 (2)番号法別表第一の93の2の項	事後	
令和4年2月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第7号 (1)番号法別表第二の16の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第12条の2) (2)番号法別表第二の17の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の3) (3)番号法別表第二の18の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条) (4)番号法別表第二の19の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条の2) (5)番号法別表第二の115の2の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2) (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第7号 (1)番号法別表第二の16の2の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号) (2)番号法別表第二の16の3の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2の2) (3)番号法別表第二の115の2の項(平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2)	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号 (1)番号法別表第二の16の2の項 (2)番号法別表第二の17の項 (3)番号法別表第二の18の項 (4)番号法別表第二の19の項 (5)番号法別表第二の115の2の項 (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第8号 (1)番号法別表第二の16の2の項 (2)番号法別表第二の16の3の項 (3)番号法別表第二の115の2の項	事後	
令和4年2月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	30万人以上	事後	
令和4年2月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月30日時点	令和3年6月22日時点	事後	
令和4年2月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月30日時点	令和3年6月22日時点	事後	
令和4年2月3日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和4年2月3日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	2)基礎項目評価書及び重点項目評価書	3)基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和4年7月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、加えて以下の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	(略) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、加えて以下の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年6月22日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和4年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年6月22日時点	令和4年2月28日時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和4年12月22日時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年2月28日時点	令和4年12月22日時点	事後	
令和6年3月22日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	船橋市健康福祉局保健所健康づくり課	船橋市健康福祉局健康部健康づくり課	事後	
令和6年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	船橋市健康福祉局保健所健康づくり課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-3836	船橋市健康福祉局健康部健康づくり課 〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号 電話番号 047-409-3836	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種事業の実施(対象者への通知、接種記録の管理、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等)事務に際し、予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、特に以下の事務を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種事業の実施(対象者への通知、接種記録の管理、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等)事務に際し、予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健総合システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	保健総合システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)番号法別表第一の10の項 (2)番号法別表第一の93の2の項	(1)番号法第9条第1項及び別表14の項 (2)番号法第9条第1項及び別表126の項	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号 (1)番号法別表第二の16の2の項 (2)番号法別表第二の17の項 (3)番号法別表第二の18の項 (4)番号法別表第二の19の項 (5)番号法別表第二の115の2の項 (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第8号 (1)番号法別表第二の16の2の項 (2)番号法別表第二の16の3の項 (3)番号法別表第二の115の2の項	(船橋市が照会する根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、27の項、28の項、29の項、153の項 (船橋市が提供する根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月22日 時点	令和6年9月4日 時点	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月22日 時点	令和6年9月4日 時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	様式変更に伴い追記	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[O] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	